平成３０年（フ）第２９号
長崎県島原市中安徳町丁4266番地
債務者　合資会社たかき製麺
代表者代表社員　髙木　宏敏
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前11時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成３０年（フ）第７４号
広島県福山市新市町大字宮内161番地１
債務者　ＬＥＤ　ＥＹＥＳ株式会社
代表者代表取締役　追林　朋久
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　多恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午前10時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第４２号
鹿児島県曽於郡大崎町假宿1809番地６
債務者　原口　喜行
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂薗　　広
4　破産債権の届出期間　平成30年６月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午後３時45分
6　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第１８号
福島市田沢字桜台４番地の10
債務者　齋藤　久雄
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷澤　正高
4　破産債権の届出期間　平成30年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第２４号
宮城県柴田郡柴田町槻木駅西２丁目16番地10ウエストⅡ―101号
債務者　太田　明美
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺宏一
4　破産債権の届出期間　平成30年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成３０年（フ）第３３号
宮城県遠田郡美里町北浦字清水谷地112番地20
債務者　山崎　尚子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木康晴
4　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時35分
6　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第２２６号
神奈川県小田原市前川16番地の２　日神パレステージ鴨宮403号
債務者　村田　　宏
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　逸人
4　破産債権の届出期間　平成30年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月26日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１８号
青森県五所川原市松島町４丁目10番地、旧住所青森県五所川原市大字唐笠柳字藤巻704番地11
債務者　三上ユキ子
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金田健一郎
4　破産債権の届出期間　平成30年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
青森県五所川原市松島町４丁目10番地、旧住所青森県五所川原市大字唐笠柳字藤巻704番地11
債務者　三上　卓示
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金田健一郎
4　破産債権の届出期間　平成30年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成３０年（フ）第２５号
岩手県奥州市胆沢若柳字堀通41番地、旧住所岩手県奥州市衣川区小安代196番地２
債務者　須田　晃次
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森崎　信介
4　破産債権の届出期間　平成30年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成３０年（フ）第２１６号
神奈川県秦野市萩が丘８番41号
債務者　那須野　亨
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　淳
4　破産債権の届出期間　平成30年６月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月14日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第２８号
青森県むつ市赤川町11番22号　ハートランドさくら
債務者　和谷　峰人
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　熨斗　佑城
4　破産債権の届出期間　平成30年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月９日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２３号
島根県浜田市長沢町647番地　第一畑岡アパート１号、住民票上の住所島根県浜田市生湯町1091番地
債務者　濱角　博和
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今城　　崇
4　破産債権の届出期間　平成30年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月30日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成３０年（フ）第１６５号
鹿児島県鹿児島市田上３丁目16番17号　シャルマン寺ノ下301号
債務者　池田　　学
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　喜之
4　破産債権の届出期間　平成30年６月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係